

House-View Spot Report

CPI Review 米国8月

The logo for IFA Leading, featuring the text "IFA Leading" in a bold, black, sans-serif font. The text is positioned to the left of a large, white, three-dimensional sphere that has a subtle gradient and a soft shadow, giving it a floating appearance.

IFA Leading™

Asset Management
with Higher Transparency.

IFA Leading is a financial institution with solid knowledge and ethical attitudes. We pursue truly better financial service through constant reflections and actions. We believe that asset management should make your aspirations come true by not only leveraging your capital but also by understanding your life stories and social trends.

We promise you to protect your assets and make sure you know all the reasoning behind our actions, to guide you through to make truly satisfying decisions. We will always be there as your closest advisor to support your life plans and financial goals. Financial service to enrich your future and our society.

■ 金融市場の焦点は利下げの有無よりも実施回数へ

- 8月の消費者物価指数はFRBの利下げを妨げる内容ではなかった
- FRBは労働市場のリスクを重視せざるを得ないだろう
- 金融市場では2026年1月まで4会合連続での利下げを織り込みつつある

米労働市場の減速に対処するため利下げを実施するだろう

8月の消費者物価指数（CPI）の発表を受けて、米連邦準備制度理事会（FRB）が9月16日～17日（現地時間）に利下げを行う可能性は確定的になったと考える。[FRBは関税による物価上昇のリスクよりも、米労働市場の減速に対処する必要があるだろう。](#)

8月のCPIは基調的なインフレを判断する上で重要なコア物価指数（変動の大きいエネルギーと食品を除く指数）が横ばいとなり、先だって発表された生産者物価指数と合わせてみれば、足元の物価上昇は概ね抑制的であると判断できる。

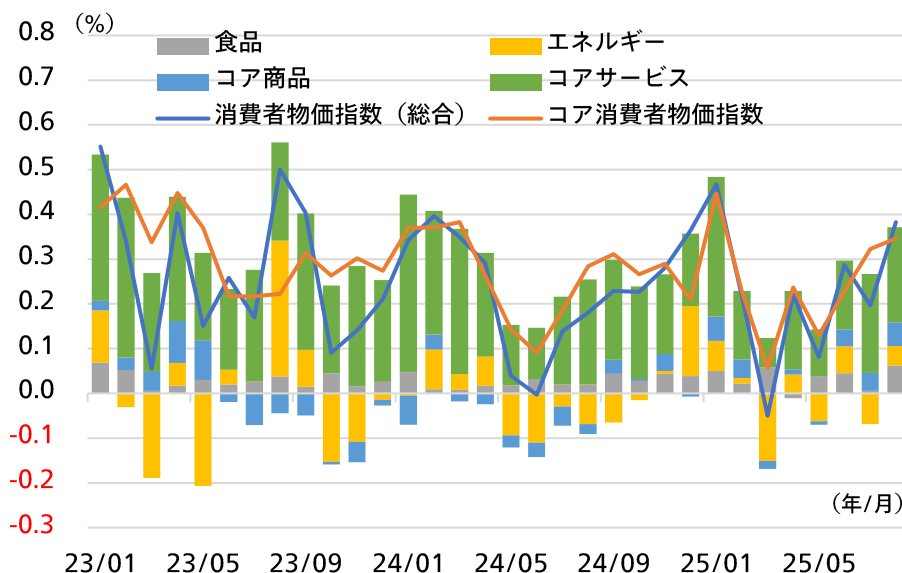
一方、9月5日に発表された米雇用統計が市場予想（Bloombergコンセンサス）を大幅に下回り、CPIと同時に発表された新規失業保険申請件数が大きく上昇するなど、米労働市場の減速が明らかとなってきた。

政策スタンスを調整する時が来たと考える

米労働市場がリスクに晒されるなか、パウエルFRB議長がジャクソンホール会議で述べたように、[「リスクバランス（物価上昇と労働市場の悪化）の変化に応じて政策スタンスを調整する（≒利下げを実施する）」](#)ことが妥当となるだろう。

8月の消費者物価指数は総合指数は、前年同月比+2.9%と前月の同+2.7%を上回った（市場予想とは一致）。[先述したコア物価指数は、同+3.1%と先月から横ばいとなり、市場予想とも一致している。](#)直近の方向性を探る上で重要視される前月比は、総合指数が+0.4%と前月の同+0.2%から伸びが減速、市場予想の同+0.3%を上回った（下図参照）。コア物価指数の前月比は、同+0.3%と伸び率は前月から変わらなかった（市場予想と一致）。

【米消費者物価指数の推移（前月比）】



注：直近値は25年8月。コア消費者物価指数は、変動の大きいエネルギーと食品を除く指数
出所：米国労働統計局のデータをもとに当社作成

関税の影響で財価格が
上昇するリスクは残っ
ている

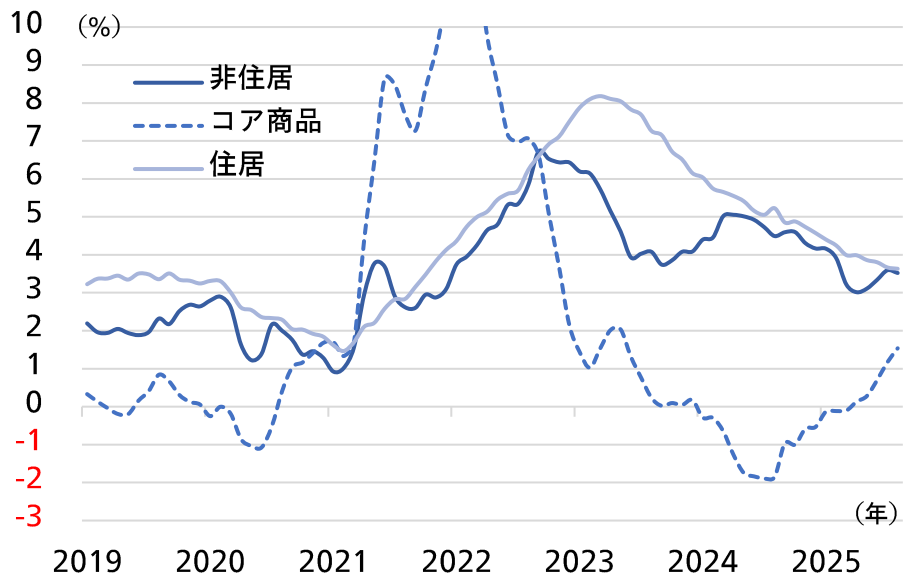
金融市場は4会合連続で
の利下げを織り込み始
める

下図に示すように、コア物価指数の主要項目であるサービス（住居と非住居）とコア商品（車や家具、家庭用品など）をみると、関税の影響を受けやすいコア商品が徐々に上昇していることが分かる。

関税の影響は現時点では比較的に緩やかだが、関税発動前に企業が積み上げた在庫が尽きれば、物価への影響が顕在化するリスクも想定される。そのため、FRBは昨年9月に実施した0.50%ポイントの大幅な利下げよりも、物価上昇のリスクに配慮する形で通常ペース（0.25%ポイント）での利下げが妥当となるだろう。

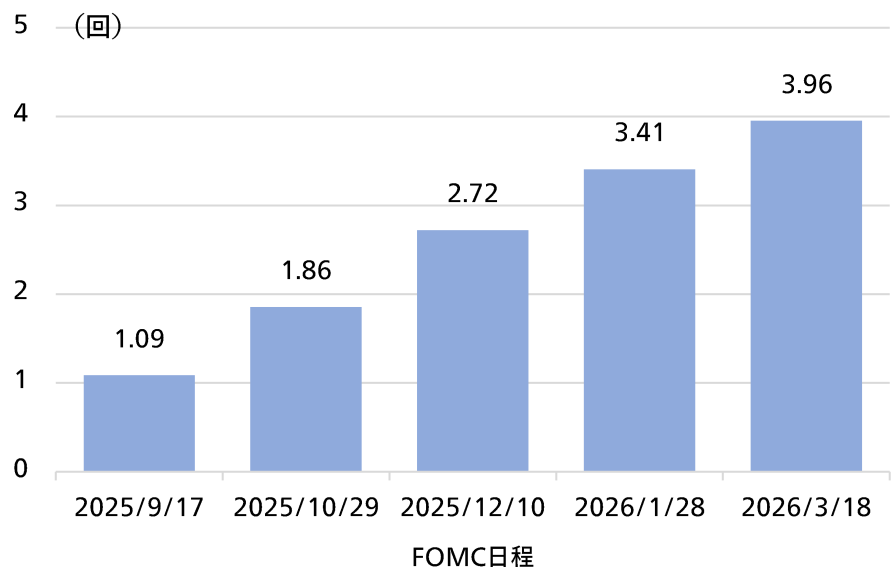
CPIの発表を受けて金融市場では、9月FOMCでの利下げが確実視されており、年内約3回の利下げが織り込まれている。加えて、2026年1月の利下げも徐々に織り込みが進んでいる。今後のハードデータ（雇用統計や消費者物価指数、GDP統計など）次第では、4会合連続で利下げが実施される展開も想定されるだろう。

【コア物価指数の主要項目（コア商品、住居、非住居）の前年比】



注：直近値は25年8月。コア消費者物価指数は、変動の大きいエネルギーと食品を除く指数
出所：米国労働統計局のデータをもとに当社作成

【金融市場が織り込む利下げ回数】



注：2025年9月11日時点
出所：Bloombergのデータをもとに当社作成

Disclaimers

- ・本資料は、有価証券の購入又は売却を勧めるものではありません。また本資料によって何らかの行動を勧誘するものでもありません。
- ・本資料は、株式会社 IFA Leadingが一般的な情報を提供することを目的としています。これは推奨に該当するものではなく、特定の投資目的、財務状況又は要望を考慮しているものではありません。
- ・本資料に基づき行動をする場合は、その前にそれらがお客様の特定の状況に当てはまるか否かを考慮に入れるべきであり、必要とあれば専門家の助言を求めてください。
- ・本資料において引用されておりますものは、税務あるいは会計あるいは法律上の助言を提供するものではなく、行おうとする投資やご提案についてご自身の税務あるいは会計あるいは法律顧問に相談されるようにお勧め申し上げます。なお本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- ・本資料のいかなる部分も、当社の事前の書面による同意を得ることなくいかなる方法による複写、写真複製、又は再配布も許されません。
- ・本資料に記載されかつ添付されている情報は、秘密、法律上の秘匿特権、又はその他の保護の対象になっている可能性があり、また受取者による使用のみが意図されています。
- ・当該資料の第三者への配布又はそれに基づいていかなる行為を行なうことも明確に禁止されていることに、ご注意下さいますようお願いいたします。

金融商品取引法に基づく表示 広告等の規制(金融商品取引法第66条の10) 及び商号等の明示(金融商品取引法第66条の11)

①広告等の規制（金融商品取引法第66条の10）

金融商品仲介業者の商号 株式会社IFA Leading

登録番号

金融商品仲介業者 関東財務局長（金仲）第959号

金融商品取引業者（投資助言・代理業） 関東財務局長（金商）第3422号※

加入協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

※弊社の投資助言・代理業務は、スマートプラス社に対する投資助言に限ります。

【手数料等について】

商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（例えば、国内の金融商品取引所に上場する株式（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して所属金融商品取引業者等ごとに異なる割合の売買委託手数料、投資信託の場合は所属金融商品取引業者等および銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります（手数料等の具体的上限額および計算方法の概要は所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。）。債券を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて所属金融商品取引業者等ごとに決定した為替レートによるものとします。

【リスクについて】

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況含む。）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます。）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

上記の手数料等およびリスク等は、お客様が金融商品取引契約を結ぶ所属金融商品取引業者等の取扱商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料等をよくお読みください。

②商号等の明示（金融商品取引法第66条の11）

< 所属金融商品取引業者等 >

楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

あかつき証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会

マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

Jトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社スマートプラス 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3031号

【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

- ・弊社は所属金融商品取引業者等の代理権を有していません。
- ・弊社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受けることはありません。
- ・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合、お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額または手数料等が所属金融商品取引業者等により異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。
- ・所属金融商品取引業者等が二以上ある場合は、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

IFA Leading Managed Accountに関するご留意事項

■口座開設・お取引に関するご留意事項

- ・スマートプラスでお取引いただくこととなった際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。
- ・株式のお取引については、株価の下落により損失を被ることがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。投資信託のお取引についても基準価額の下落等により損失が生じる恐れがあります。
- ・為替取引を伴う外国証券の取引については、前述に加えて為替相場の変動による損失を被ることがあります。
- ・レバレッジ型・インバース型ETFは運用にあたっての諸費用等により対象とする原指標と基準価格に差が生じる場合があります、中長期にあたってはその乖離が大きくなる可能性があるほか、複利効果により利益を得にくくなる場合があります。
- ・スマートプラスにおける各種口座開設に際してはスマートプラス所定の審査があります。
- ・資料等の中で個別銘柄が表示もしくは言及されている場合は、あくまで例示として掲示したものであり、当該銘柄の売買を勧誘・推奨するものではありません。
- ・お取引に際してはスマートプラスから交付される契約締結前交付書面、目論見書その他の交付書面や契約書等をよくお読みください。

■投資一任契約に関するご留意事項

- ・スマートプラスと投資一任契約を締結した際には、所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。
- ・スマートプラスがお客様と締結する投資一任契約に基づき投資運用を行うもので、投資元本は保証されるものではなく、運用による損益はすべてお客さまに帰属します。
- ・投資対象は、値動きのある国内外の有価証券等となりますので、株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じ投資元本を割り込むおそれがあります。
- ・投資一任契約お申込みの前に、契約締結前交付書面や約款等をよくご確認いただき、ご理解のうえお申し込みください。
- ・投資一任契約にはクーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）は適用されません。
- ・表示される過去の運用成績については将来の運用成果を保証するものではありません。



Thank You.